

● お問い合わせ先…住宅都市局建築指導部（市役所西庁舎2階）

建築指導課	FAX 972-4159
建築相談係	(972-2919/2920) 建築相談、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
調査係	(972-2917) 条例・規則、建築審査会、意見の聴取会、建築統計
市街地建築係	(972-2918) 許可、認定、建築協定、臨海部防災区域
《道路審査》	(972-2928) 道路位置指定・接道許可等に関する事項
建築物環境指導係	(972-2924) 建設リサイクル法、建築物省エネ法、建築物環境計画書
	(972-2987) 長期優良住宅認定、低炭素建築物認定
開発指導課	
開発審査係	(972-2770) 開発許可、市街化調整区域内の建築許可 都市計画施設区域内等（道路・公園・緑地等）の建築許可
宅地規制係	(972-2733) 宅地造成工事規制区域内の宅地造成の制限及び許可
建築審査課	
審査総括係	(972-2934) 申請手続・閲覧、確認済証・中間検査合格証・検査済証等の交付、 建築確認台帳記載事項証明書等の交付
	(972-2927) 指定確認検査機関等に関する事項
建築審査係	(972-2929/2930) 確認審査・変更・検査の相談等、仮使用認定、安全計画届出、 バリアフリー法の認定、人街条例、仮設許可、県条例の認定
構造設備審査係	
《設備審査》	(972-2931) エレベーター・浄化槽等の建築設備の審査・検査
《構造審査》	(972-2932) 建築物等の構造に関する審査・検査
建築安全推進課	
建築防災係	(972-2923/2935) 建築物の防災対策・定期報告に関する事項
《既存ストック活用》	(972-3962) 用途変更相談（建築確認が不要なもの）、全体計画認定
監察指導係	(972-2936/2937) 違反建築物に関する事項

その他、建築する敷地の位置によっては、前記の各制限の他、主なものとして次のような地域指定とそれに伴う建築制限等があります。詳細につきましては、下表を参照の上、関係各課へお尋ねください。

用途地域・高度地区・外壁後退等の確認	住宅都市局都市計画課用途地域照会窓口 西庁舎4階・972-2797 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="text" value="名古屋市 都市計画情報"/> <input type="button" value="検索"/> </div> 「名古屋市都市計画情報提供サービス ポータル」 (http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/)
法律相談(境界・プライバシー・日照等の民事上の相談) 相談日時：毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)午後1時～4時	市民経済局市民相談室(要予約・面談のみ) 西庁舎1階・(予約受付)953-7584
風致地区内で建築等を行う場合	緑政土木局緑地維持課緑化指導審査係 西庁舎5階・972-2465
地区計画等区域内で建築等を行う場合。一団地の住宅施設内、特定街区、高度利用地区で建築等を行う場合	住宅都市局都市計画課地域計画係 西庁舎4階・972-2713
広告塔、広告板等(屋外広告物)を設置する場合	住宅都市局都市景観室屋外広告物係 西庁舎4階・972-2735
ホテル・旅館・簡易宿所・下宿等を建築する場合	健康福祉局環境薬務課衛生指導係 本庁舎1階・972-2643
臨港地区内で建築等を行う場合 (中村区・熱田区・中川区・港区)	名古屋港管理組合港営課規制係 名古屋港管理組合・654-7905